

令和7年度 気候風土適応住宅の独自基準策定の支援



気候風土適応住宅を継承していくうえで必要な、所管行政庁における気候風土適応住宅の独自基準策定を促進するため、自治体と共に活動する建築関係団体等に対して取組みや活動した費用の支援を実施します。

また、独自基準の策定に関するお問合せ等について、メール又は電話で受付をします。

対象者

建築関係団体等

支援金

1自治体あたり 上限300万円

申請期間

令和7年4月30日～令和7年12月15日(予算達成次第終了)

申請方法

以下の専用ホームページをご確認ください。

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/sinsei.html>

気候風土適応住宅とは



建築物省エネ法の省エネ基準では伝統構法による住宅など、地域の気候及び風土に適応した住宅で、断熱性能の基準に適合することが困難な建築的要素(例:両面真壁の土塗壁等)を有する住宅です(令和元年国交省告示第786号)。

気候風土適応住宅の省エネ評価においては、外皮基準への適合除外が措置されており、一次エネルギー消費量基準への適合が求められます。

支援の概要

気候風土適応住宅の基準は、国土交通大臣が定める基準(告示第786号第1項第一号)のほか、所管行政庁が必要な要件を付加または定める(告示第786号第1項第二号、第2項)ことが可能ですが、多くの自治体において独自基準の策定が進んでおりません。

そこで、各地域の自然的社会的条件の特性を多面的に捉えた、独自基準策定を促進することを目的として、自治体と建築関係団体等が連携し取り組み、建築関係団体等による勉強会・調査・普及・提言・原案作成等について、その費用の支援を実施します。

また、独自基準の策定に関する問合せなどの相談窓口を設けます。

申請及び相談窓口

- 支援の申請窓口
- 独自基準の策定に関する相談窓口

令和7年4月



一般社団法人 環境共生まちづくり協会 (kkj)

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/index.html>

問い合わせは、ホームページの「[お問い合わせフォーム](#)」よりお願いします。

電話 03-5579-8757 受付時間 10:30~16:30 平日(祝日、年末年始を除く)